



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1288	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1289	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
1290	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
1291	大規模小売店舗設置者に対する県の意見	(商工振興課).....	2

告 示

和歌山県告示第1288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した次の医療機関について、その指定を廃止したので告示する。

平成25年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名 称	所 在 地
海南医69-2	医療法人仁庸会 森医院	海南市日方1182
橋医14-36	西川皮フ科外科医院	橋本市東家4-11-3
橋医23-41	萱沢医院	橋本市清水190
伊医58-57	宮本内科医院	橋本市高野口町向島104
有市医8-25	根来医院	有田市宮原町滝川原554
御歯4-25	雑賀歯科診療所	御坊市湯川町小松原111
東医1-25	有木診療所	田辺市本宮町伏拝1021
田薬3-63	山本薬局	田辺市湊会津町1576
新薬26-21	しんぐう市民薬局	新宮市蜂伏287-5
有歯31-3	サカイ歯科	有田郡有田川町明王寺134-4
有薬15-63	門薬局	有田郡有田川町大谷57
日医23-25	中西内科	日高郡美浜町吉原747
日医58-61	古田内科	日高郡日高川町小熊2475-1
西歯17-41	阪田歯科医院	西牟婁郡白浜町日置917-1
東医5-26	浦医院	東牟婁郡太地町太地3363
東薬20-17	勝浦オークワ薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-222-5

那医14-25	川口医院	紀の川市粉河1918
那医23-30	小山耳鼻咽喉科医院	紀の川市粉河1717-2
那医48-25	森畑医院	紀の川市粉河2215
那医192-16	中西耳鼻咽喉科	紀の川市東国分407-8
那薬11-6	宮下薬局	紀の川市粉河1760
那薬41-12	調剤薬局ホンダ桃山店	紀の川市桃山町神田371-1
那薬54-14	梅田薬局	紀の川市西大井69-5
紀薬3-20	丸栖調剤薬局	紀の川市貴志川町丸栖1017-11
紀薬5-21	オージェイドラッグ打田薬局	紀の川市打田1363
那医142-9	池田クリニック	岩出市西安上99-1
那医162-10	岩出クリニック	岩出市西国分688-1
那歯25-38	土岐歯科医院	岩出市吉田194-1
那薬43-13	さくら調剤薬局	岩出市西国分688-4

和歌山県告示第1289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社あおぞら	田辺市上屋敷1-14-50	あけぼの在宅介護サービス	田辺市上屋敷3-3-25	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援事業	平成24.7.17

和歌山県告示第1290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社あおぞら	田辺市上屋敷1-14-50	あけぼの在宅介護サービス	田辺市上屋敷1-14-50	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援事業	平成24.7.18

和歌山県告示第1291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により大規模小売店舗設置者に対して
県の意見を述べたので、同条第6項の規定により公告する。

平成25年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら神前店
和歌山県和歌山市神前字桃ノ木189番地1 外1筆

2 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役社長 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番地4号

3 県の意見の概要

(1) 当該届出においては、当該店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が、周辺道路における交通に与える影響について、大規模小売店舗立地法第10条に定められている「大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮」がなされているか判断できないことから、以下の資料の提出を行うこと。

ア 当該店舗の営業時間における周辺の交通量調査結果（平日及び休日）

イ 店舗立地後の交通量予測結果

(2) 当該店舗の大型車両走行音を予測するため「しまむら円光店」における特定の車両の実測値を用いることの妥当性について報告すること。

なお、周辺の地域の生活環境に悪影響が生じると予測される場合には、対応策の検討を行うこと。

4 県の意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

5 県の意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成25年10月22日から同年11月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで